

# 信用保証制度の概要

保証の種類	資金用途	借入限度額	保証金額	保証割合	借入期間	保証料率	保証倍率	対象資金
小口個別事業用 運転資金	運転資金	1 給油所 3,000万円 1 企業 6,000万円	1 給油所 2,850万円 1 企業 5,700万円	95%	5年	年0.8% (0.4%)	100倍	1. 揮発油の仕入及び販売に要する資金 2. 揮発油以外の石油製品の仕入及び販売に要する資金 3. タイヤ・バッテリー、その他給油所で販売する各種部品・用品の仕入及び販売に要する資金 4. 従業員の賃金の支払いに要する資金 5. 設備の改善・構築に付随する運転資金 6. 兼業事業の経営に要する一切の資金
小口個別事業用 設備資金	設備資金	1 給油所 6,000万円 1 企業 10,000万円	1 給油所 5,700万円 1 企業 9,500万円	95%	10年	年0.8% (0.4%)	100倍	1. 石油販売業の継続営業を行うために必要な設備の改善及び構築に要する資金 2. 地下タンクの増強等給油所設備の改善に要する資金 3. 従業員宿舍等従業員の福利厚生施設の設置及び改善に要する資金 4. 兼業事業の経営を行うために必要な設備の改造及び構築に要する一切の資金
セーフティネット 資金	運転資金	1 給油所運営又は揮発油販売業に係る 売上高3億円未満 1 企業 2,500万円 2~5給油所運営又は揮発油販売業に係る 売上高3億円以上~15億円未満 1 企業 3,500万円 6~9給油所運営又は揮発油販売業に係る 売上高15億円以上~27億円未満 1 企業 5,000万円 10給油所以上運営又は揮発油販売業に係る 売上高27億円以上 1 企業 15,000万円	1 企業 2,375万円 1 企業 3,325万円 1 企業 4,750万円 1 企業 14,250万円	95%	5年	年0.6%	100倍	1. 揮発油の仕入及び販売に要する資金 2. 揮発油以外の石油製品の仕入及び販売に要する資金 3. タイヤ・バッテリー、その他給油所で販売する各種部品・用品の仕入及び販売に要する資金 4. 従業員の賃金の支払いに要する資金 5. 設備の改善・構築に付随する運転資金 6. 兼業事業の経営に要する一切の資金
地域エネルギー 供給拠点整備資金 <small>(平成30年3月31日まで)</small>	設備資金	1 企業 3,000万円	1 企業 2,850万円	95%	10年	年0.4%	100倍	地下タンク入換・撤去に要する一切の資金 (廃業による撤去のみは不可)
災害保証措置	運転資金	(出捐者) 1 給油所 500万円 1 企業 1,000万円	(出捐者) 1 給油所 475万円 1 企業 950万円	95%	運転資金 5年	年0.4% (非出捐者) 年0.8%	50倍	特定非常災害又は、激甚災害に指定された災害により、災害救助法の適用を受けた地域に給油所を有し、当該災害により被害を受けた揮発油販売業者を支援
	設備資金	(非出捐者) 1 給油所 250万円 1 企業 400万円	(非出捐者) 1 給油所 237.5万円 1 企業 380万円		設備資金 10年			
災害特別保証 <small>(平成29年6月9日まで)</small>	運転資金	1 給油所 2,000万円 1 企業 4,000万円	1 給油所 2,000万円 1 企業 4,000万円	100%	7年 うち2年以内 据置可	年0.6% 以下	100倍	東日本大震災で被災された揮発油販売業者に対して、復興に際して金融機関から借り入れる運転資金の保証  (対象者) 特定被災区域に運営する給油所を有する者、かつ、罹災証明書及び当該震災において被害があったことを証する書類(地方自治体が発行するもの)を必ず提出  *保証料は、直接的な震災被害があった先は年0.4%、その他の先は年0.6%。

\* 設備資金は、調達資金の全額について保証制度が利用できます。但し、補助金の交付を受けた場合には、受領した補助金相当額について、一部繰上償還をして頂くことになります。  
\* 担保の設定が必要となる場合があります。

